

議案第16号

守谷市印鑑条例の一部を改正する条例

守谷市印鑑条例（昭和52年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第3項第3号中「令第30条の26」を「令第30条の16」に改める。

第4条第3項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年 3 月 1 0 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
16号	1

提案理由（議案第16号）

提案の理由を申し上げます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）の施行に伴い、国の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されたことから、印鑑登録の資格に係る規定を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、登録資格において「成年被後見人」を欠格としている規定を「意思能力を有しない者」と改正することにより、後見人が同行して申請を行う「成年被後見人」については意思能力を有するとして印鑑登録を可能とするものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
16号	2

守谷市印鑑条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされてい</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(令第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされてい</p>

16号	議案
3	頁数

参考資料

る場合にあつては、氏名及び当該通称)

(4) から (6) まで (略)

(7) 非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載が
されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合
わせたもので表されている印鑑により登録を受ける
場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

4 (略)

る場合にあつては、氏名及び当該通称)

(4) から (6) まで (略)

(7) 非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録さ
れている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合
わせたもので表されている印鑑により登録を受ける
場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

4 (略)

16号	議案
4	頁数

参考資料